

令和6年12月市議会定例会追加議案件名

- 議案第87号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第89号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第90号 白河市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第91号 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第92号 令和6年度白河市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第93号 令和6年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第94号 令和6年度白河市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 令和6年度白河市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第96号 令和6年度白河市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年12月市議会定例会追加議案要旨

- 議案第87号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
福島県人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給与の改定など、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案第88号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第89号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
上2議案については、福島県人事委員会勧告に基づく特定任期付職員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案第90号 白河市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
福島県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の改定など、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案第91号 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
福島県人事委員会勧告に準じ、会計年度任用職員の給与について改定するため、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案第92号 令和6年度白河市一般会計補正予算（第6号）  
(1) 歳入歳出予算の補正  
歳入歳出補正総額は431,194千円増額となり、歳入歳出予算総額は34,384,595千円となりました。  
款別補正の内訳は、次のとおりであります。  
歳入については、国庫支出金173,847千円、県支出金60千円、繰入金257,287千円をそれぞれ増額補正するものであります。  
歳出については、議会費2,160千円、総務費49,536千円、民生費252,615千円、衛生費6,399千円、農林水産業費9,392千円、商工費6,754千円、土木費17,640千円、教育費86,698千円をそれぞれ増額補正するものであります。  
歳出補正は、次のとおりであります。
- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 職員給与関係費等            | 140,460千円 |
| 会計年度任用職員関係費         | 117,129千円 |
| 物価高騰重点支援給付金事業（国補正分） | 173,605千円 |
- 議案第93号 令和6年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
歳入歳出補正総額は7,169千円増額となり、歳入歳出予算総額は5,569,240千円となりました。  
款別補正の歳入については、県支出金498千円、繰入金6,671千円をそれぞれ増額補正するものであります。  
歳出については、総務費6,671千円、保健事業費498千円をそれ

ぞれ増額補正するものであります。

議案第 94 号 令和 6 年度白河市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出補正総額は 8, 299 千円増額となり、歳入歳出予算総額は 6, 262, 161 千円となりました。

款別補正の歳入については、国庫支出金 202 千円、県支出金 101 千円、繰入金 7, 996 千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費 7, 772 千円、地域支援事業費 527 千円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第 95 号 令和 6 年度白河市水道事業会計補正予算（第 3 号）

(1) 業務の予定量の補正

改良費を 839, 116 千円に改めるものであります。

(2) 収益的収入の補正

営業外収益 91 千円を増額補正し、その総額として水道事業収益 1, 270, 898 千円を予定するものであります。

(3) 収益的支出の補正

営業費用 3, 330 千円を増額補正し、その総額として水道事業費用 1, 246, 550 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 1, 177 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 125, 246 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 131, 137 千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた下水道事業会計からの補助金を 5, 406 千円に改めるものであります。

議案第 96 号 令和 6 年度白河市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

(1) 収益的収入の補正

営業外収益 1, 508 千円を増額補正し、その総額として下水道事業収益 2, 452, 665 千円を予定するものであります。

(2) 収益的支出の補正

営業費用 1, 508 千円を増額補正し、その総額として下水道事業費用 2, 452, 665 千円を予定するものであります。

(3) 資本的収入の補正

他会計補助金 1, 024 千円を増額補正し、その総額として資本的収入 1, 442, 810 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 1, 024 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 572, 549 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 94, 015 千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を1,327,621千円に改める  
ものであります。